

(令和7年8月1日版)

令和7年度とうおん移住視察宿泊費・交通費応援補助金 Q&A

1. 補助の対象となる視察について

(問1-1)

移住視察とは、どのようなものを指しますか？

移住検討者による住環境の調査及び子育て環境の見学などをはじめとした市内各施設への訪問のほか東温市移住定住総合窓口（以下「相談窓口」）が実施するアテンドサービスによる市内案内を受けたり、求職活動や住むところを探す活動を指します。

(問1-2)

東温市移住定住総合窓口への相談は、移住視察が完了した後もいいですか？

本補助金は、事前に相談があった市内での視察のみを対象とします。相談窓口が視察を効果的に行えるようサポートいたしますので、必ず事前にご相談ください。

(問1-3)

東温市移住定住総合窓口への移住相談と視察相談は、同時でもいいですか？

相談は同時でも問題ありません。

2. 補助の対象者について

(問2-1)

家族で視察をする場合の申請方法を教えてください。

申請者（視察者）と一緒に移住視察を行う人（同行者）をまとめて申請してください。一緒に視察する人数に制限はありませんが、補助金対象となる同行者の人数は4名が上限です。

なお、視察者と同行者で別々に申請することはできません。

(問2-2)

結婚予定で、現在別々に住んでいますが、移住後は同居する予定です。二人で移住視察に行きたいのですが、申請方法を教えてください。

申請者（視察者）と一緒に移住視察を行う人（同行者）をまとめて申請してください。

（問2－3）

結婚予定で、現在別々に住んでいます。二人で移住視察に行きたいのですが、相手が愛媛県内に住んでいます。その場合の補助金申請はどのようにすればよいですか。

愛媛県内にお住まいの方は補助金の対象要件にあてはまらず、「同行者」としての補助金申請はできません。ただ、市内アテンドツアー等で同行することに問題はありません。

（問2－4）

東京で開催された移住フェアの東温市ブースで移住相談し、東温市への移住視察を検討しています。移住フェアは「事前相談」に該当しますか？また、補助金対象となるための期限はありますか？

令和6年度以降、県外で東温市が出展する移住フェアにおいて相談された方、及びフェア後に東温市移住コンシェルジュにメール等で移住相談をやり取りされている方は全て「事前相談」済みとみなします。

補助金の申請期限が令和8年3月12日（木）までとなっていますのでお気を付けください。

3. 補助金額、対象経費等について

（問3－1）

東温市を中心に、近隣の市町も移住候補地として考えています。東温市外の宿泊施設を利用した場合でも、東温市を視察すれば補助金を申請できますか？

補助金の対象となる経費は、東温市内の宿泊施設を利用した際の宿泊費です。東温市内を視察しても、市内の宿泊施設を利用していないと申請できません。

（問3－2）

朝食や夕食などの食事代も、補助の申請となりますか？

食費は対象外です。ただし、宿泊プランの中に朝食が含まれ、食費と宿泊費の区別がつかない場合は、宿泊費として申請ください。

(問3-3)

領収書を紛失してしまいました。補助金を申請することはできますか？

領収書がない場合、申請できません。

(問3-4)

航空券とホテル宿泊がセットになった「航空券パック」を利用しました。補助金の対象となりますか？

対象となります。ただし、補助金申請する東温市内宿泊施設の「航空券パック」の場合のみ対象とします。

(例1) パック料金が対象となるケース

1日目 来県、東温市内ホテルに宿泊（航空券パック）

2日目 帰宅

(例2) パック料金は対象外で宿泊費のみ対象となるケース

1日目 来県、松山市内ホテルに宿泊（航空券パックに含む）

2日目 東温市視察、東温市内ホテルで宿泊（ホテルは単独で予約）

3日目 帰宅

※この場合「航空券パック」の航空券に係る費用が不明なため、交通費分は対象外となります。

(例3) パック全体が対象とならないケース

1日目 来県、松山市内ホテルに宿泊（航空券パックに含む）

2日目 東温市視察、東温市内ホテルで宿泊（同航空券パックに含む）

3日目 帰宅

※この場合「航空券パック」の各交通費、東温市内ホテルの宿泊費に係る費用が不明なため、すべて対象外となります。

(問3-5)

「航空券パック」に東温市内観光もセットになっています。この場合でも市内アテンドツアーをする必要はありますか？

「観光ツアー」とは別に市内アテンド（2～3時間）を利用する必要があります。予め相談窓口で日程調整してください。

(問3-6)

領収書のあて名が同行者となっています。補助金を申請できますか？

領収書のあて名が申請者以外の場合は、補助対象経費より除外します。た

だし、伊予鉄道郊外電車、伊予鉄道郊外バス利用の領収書は同行者のあて名で構いません。

(問3-7)

各種割引クーポンやポイントなどを利用した場合、補助金の申請はできますか？

申請できます。ただし、クーポンやポイントで割引された残額の実費分が補助対象経費です。また、ポイント還元額も補助対象外となります。

(問3-8)

東温市の移住視察のついでとして、愛媛県内の他自治体の移住視察も併せて行う予定ですが、その場合、他自治体の移住視察補助金を活用する場合、東温市においても申請できますか？

県内の他の自治体において補助金申請する場合は、補助対象となりません。

4. 補助の申請について

(問4-1)

申請額が予算額に達した場合は受付を終了するとのことですが、移住視察前に交付を受けられるか確認する方法はありますか？

補助金窓口にご相談ください。

【9時00分から18時00分まで（土日祝、年末年始除く）】

レスパスツアーズ（TEL番号：089-955-1138）

【上記以外の時間帯】

「くつろぎの宿 ^{じゅうらく} 樹楽」（TEL番号：089-955-1661）

(問4-2)

補助金の交付を受けるために申請予約を行うことは可能ですか。

補助金は受付順に交付処理を行うこととしており、予約はできませんのでご了承ください。

(問4-3)

自家用車で東温市の移住視察を計画しています。ETCを利用するため、高速道路の利用明細や領収書が出ません。どうすればいいですか？

領収書の代わりとして、E T Cの利用明細を提出してください。利用明細はネットから検索できます。利用明細のスクリーンショットでも可とします。

(問4-4)

自家用車で東温市を訪れ、移住視察から帰宅する際に申請書を提出したいのですが、帰りの高速道路料金の利用明細は帰ってからでなければ出ないので、その場合は郵送による申請になるのでしょうか？

申請書兼実績報告書(様式第1号)に宿泊費やその他の交通費分を提出し、帰宅後に追加資料として高速道路の利用明細のスクリーンショットをメールで送っていただくことは可能です。その場合、提出時には申請金額が確定しませんので、追加資料と併せて申請金額が確定した申請書兼実績報告書を提出してください。

(問4-5)

振込口座の名義は親族等、本人のものでなくてもよいでしょうか。

振込口座は本人名義のものに限ります。